注1　基地局が使用する周波数帯（七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。）の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

［2～4　略］

［(2)　略］

7　設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

［(1)　略］

(2)　陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
［略］	［略］
七七三MHz以上八〇三MHz以下	1　七一八MHzを超え七四八MHz以下又は一、七一〇MHzを超え一、七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が （一）五〇dBm以下の値 ［2　略］
［略］	［略］
九四五MHz以上九六〇MHz以下	1　七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は一、七一〇MHzを超え一、七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が （一）五〇dBm以下の値 ［2　略］
［略］	［略］
一、〇〇〇MHz以上一二・七GHz未満（一、四七五・九	［略］

注1　基地局が使用する周波数帯（七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。）の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。

［2～4　同上］

［(2)　同上］

7　［同上］

［(1)　同上］

(2)　陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
［同上］	［同上］
七七三MHz以上八〇三MHz以下	1　七一八MHzを超え七四八MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が （一）五〇dBm以下の値 ［2　同上］
［同上］	［同上］
九四五MHz以上九六〇MHz以下	1　七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が （一）五〇dBm以下の値 ［2　同上］
［同上］	［同上］
一、〇〇〇MHz以上一二・七GHz未満（一、四七五・九	［同上］